

**岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システム構築業務
調達仕様書**

令和 7 年 5 月 2 日

岩手県

目 次

第1章 調達件名	1
1 調達件名	1
2 この仕様書で用いる用語の定義	1
第2章 作業の概要	2
1 背景と目的	2
2 調達の方針	2
3 業務の概要	3
4 現行システムの概要	4
5 調達の範囲	4
6 納入成果物	6
7 スケジュール	6
第3章 開発システムの要件	7
1 業務機能要件	7
2 画面要件	7
3 帳票要件	8
4 データ抽出機能要件	8
5 情報・データ要件	9
6 外部インタフェース要件	9
7 規模要件	9
8 性能要件	9
9 信頼性要件	10
10 拡張性・柔軟性要件	10
11 情報セキュリティ要件	10
第4章 開発するシステムの稼動環境要件	12
1 全体構成	12
2 サーバ構成	12
3 クライアント構成	13
4 ネットワーク構成	13
5 統合基盤を利用する場合のサーバ環境	14
6 統合基盤を利用する場合のセキュリティに関する事項	15
第5章 テスト作業要件	16
1 テストの計画	16
2 テストの実施及び評価	16
第6章 移行作業要件	17
1 移行要件	17
2 教育要件	17

第7章 運用役務要件.....	19
1 運用設計.....	19
2 運用要件.....	19
3 ドキュメントの管理.....	19
4 照会への対応.....	20
5 運用終了時の対応.....	20
6 作業報告.....	20
第8章 保守役務要件.....	21
1 ハードウェア保守要件.....	21
2 ソフトウェア保守要件.....	21
3 保守作業手段.....	21
4 作業報告.....	22
第9章 開発作業体制及び作業方法.....	23
1 作業体制.....	23
2 開発方法.....	23
第10章 契約条件等.....	25
1 契約期間.....	25
2 業務の再委託.....	25
3 契約不適合責任.....	25
4 次期システム移行支援.....	26
5 知的財産権の帰属等.....	26
6 機密保持.....	26
7 受託者の要件.....	27
8 法令等の遵守.....	27

第1章 調達件名

1 調達件名

岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システム構築業務

2 この仕様書で用いる用語の定義

- (1) 本システム 本調達で構築する岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システムをいう。
- (2) 現行システム 平成 22 年 2 月から現在まで稼働中である本県の建設工事管理情報システムをいう。
- (3) 委託者 岩手県をいう。
- (4) 受託者 本システム構築業務を受託した事業者（ベンダー）をいう。
- (5) 次期システム 本システムの後継となるシステムをいう。（更新時期未定）
- (6) 受注者 岩手県県営建設工事入札又は建設関連業務委託入札に参加し、工事を受注又は建設関連業務を受託する事業者をいう。

第2章 作業の概要

1 背景と目的

本県では、建設工事管理情報システムを導入し、県営建設工事及び建設関連業務について電子入札システムとの連携を含めた案件ごとの一連管理、また、工事及び業務の入札参加資格者名簿の業者管理を行っている。

現行システムは、平成22年2月から運用を続けてきたが、令和9年1月12日をもってサービス終了となる旨、保守管理業者から通知を受けている。

本調達の目的は、岩手県建設工事・建設関連業務管理情報システムを調達することで、工事及び建設関連業務の契約管理及び業者管理機能を継続し、更に電子申請システムとの連携を加え入札参加資格の電子申請に対応することにより、行政事務の効率化を維持・向上させるとともに、業者の利便性を向上させることである。

2 調達の方針

提案書の評価にあたっては、「利用者（職員）の業務効率の向上」という観点を重視する。提案者は、次の項目を提案書に記述すること。

(1) 工事（建設関連業務）管理における利便性

工事（建設関連業務）管理を行う各案件の発注予定公表から完成検査の登録について、正確かつ迅速に操作でき、登録内容を帳票や二次利用が可能な形式で出力できることが業務の効率化を図るために必要である。

ア 簡便で感覚的な操作（マウス操作によるデータ切貼り等を含む）や画面印刷を行うことができること。

イ 帳票が利用しやすい形式で出力され、また、改修が容易であること。

ウ データ抽出機能が充実していること。

(2) 業者管理における操作性

業者管理では、競争入札参加資格者の登録や各業者からの随時変更に対応することが求められる。また、業者情報の検索及び表示における利便性を必要とする。

ア 業者情報を簡便かつ即時性をもって登録・変更できること。

イ 業者情報の検索が容易であり、業者情報が見やすく表示されること。

ウ 指名停止の反映ができること。

(3) その他

その他、提案するシステムが職員の業務効率向上、利活用促進等に貢献できる点があれば、併せて記述すること。

3 業務の概要

本システムは、「工事（建設関連業務）管理」、「業者管理」のサブシステムから構成するものとする（ただし、サーバ機器を分割することは必須ではない）。

【工事（建設関連業務）管理】

[電子入札の場合]

- (1) 施行登録（予定登録）
各案件情報を登録する。
- (2) 入札情報登録
入札に係る日程等を入力する。
- (3) 電子入札システム連携
入札案件について、案件情報を電子入札システムに連携する。落札決定後、開札情報を電子入札システムから連携し取り込む。
- (4) 契約登録・変更契約登録
工期や請負代金額等契約情報を入力する。変更契約を行う場合は随時登録する。
- (5) 配置技術者登録
受注者側の配置技術者について登録する。
- (6) 完成検査登録
完成検査の日程や成績点を登録する。
- (7) データ抽出
本システムの登録内容について、任意の情報を選択し、二次利用可能な形態で出力する。

[紙入札、随意契約、指名競争入札の場合]

- (1) 施行登録（予定登録）
各案件情報を登録する。
- (2) 随意契約（指名競争入札）情報登録。
入札又は見積合せに係る日程や参加業者を登録する。
- (3) 開札・見積合わせ結果登録
落札決定後又は契約の相手方決定後、開札・見積合わせ結果情報を入力する。
- (4) 契約登録・変更契約登録
工期や請負代金額等契約情報を入力する。変更契約を行う場合は随時登録する。
- (5) 配置技術者登録
受注者側の配置技術者について登録する。
- (6) 完成検査登録
完成検査の日程や成績点を登録する。
- (7) データ抽出
本システムの登録内容について、任意の情報を選択し、二次利用可能な形態で出力する。

【業者管理】

(1) 入札参加資格申請内容連携

資格申請を行う業者が、電子申請システムを用いて申請した業者情報や技術者情報等を建設工事・建設関連業務管理情報システムに連携させる。

(2) 格付処理

業者申請情報及び施工実績により評価点を算出する。
建設委員会の決定に従って各業者に格付を付与する。

(3) 名簿作成

入札参加資格者名簿を作成し、2次利用できるファイル形式で出力する。

(4) 変更手続き（随時）

業者情報に変更がある場合、随時変更作業を行う。

(5) 指名停止

指名停止期間を入力し、各業者画面にも反映させる。

(6) データ抽出

本システムの登録内容について、任意の情報を選択し、二次利用可能な形態で出力する。
詳細は、別紙「サブシステム仕様書」のとおり。

4 現行システムの概要

(1) 現行システム概要図及び開発範囲

現行システム及びその関連システムを、図 2-4①に示す。本システムの開発対象範囲は、図 2-4②中の破線で示す範囲である。

(2) ハードウェア構成

現行システムの機器構成を、表 2-4③に示す。

(3) ソフトウェア構成

現行システムの使用ソフトウェア製品を、表 2-4④に示す。

(4) ネットワーク構成

現行システムのネットワーク図を、図 2-4⑤に示す。

5 調達の範囲

建設工事・建設関連業務管理情報システム構築に係る要件定義、基本設計、詳細設計、運用設計、プログラム製造、単体テスト、結合テスト、総合テスト、受入テスト、データ移行、ハードウェア等の機器調達と設置に係る作業、及び次期システムへの移行支援に係る作業一式を調達する。

なお、職員への導入教育、稼働後の運用保守については、別途契約を行う予定である。
本調達における各作業の概要を表 2-5①に示す。

表 2-5① 作業概要

項番	作業名称	作業概要	実施主体	
			受託者	県
1	プロジェクト管理	プロジェクト計画を立案する。 進捗・品質・要員・リスク・変更等、本調達に係るプロジェクトに関する各種管理を実施する。	○	
2	要件定義	本システムの業務機能や性能等の要件を定義する。	△	○
3	基本設計	アプリケーションの外部設計やハードウェアの構成等の基本的な仕様について設計を行う。	○	△
4	詳細設計	基本設計書に基づき、プログラムやハードウェアの詳細仕様について設計を行う。	○	
5	運用設計	稼働後の運用や障害対応等についての設計を行う。	○	
6	製造・開発	プログラム開発、ハードウェアの構築を行う。	○	
7	単体テスト	単体テスト実施計画書に基づき、主として詳細設計書の仕様を満たしていることの確認を行う。	○	
8	結合テスト	結合テスト実施計画書に基づき、主として基本設計書の仕様を満たしていることの確認を行う。	○	
9	総合テスト	総合テスト実施計画書に基づき、実際の運用を模した運用サイクルの試験等を実施し、業務利用に問題が無いことを確認する。併せて、現システムの計算結果を比較し、問題が無いことを確認する。 また、性能・信頼性等の非機能要件を満たしていることの確認を行う。	○	△
10	受入テスト	受入テスト実施計画書に基づき、調達仕様書の仕様を満たしていること、要件定義書の仕様を満たしていることの確認を行う。	△	○
11	移行	移行計画や移行手順書の作成、実際の移行作業等を実施する。	○	△
12	教育	各種マニュアルの作成、職員への教育を実施する。	△	○
13	運用保守	本システム稼働後の運用保守作業を行う。	○	
14	次期システム移行支援	本システムからのデータ抽出等、次期システムへの移行支援作業を行う。	○	

○: 主体となって実施

△: 支援を行う

6 納入成果物

(1) 納入成果物及び期限

受託者は、表 2-6①「納品物一覧表」に示す納品物を作成し、県が指定する場所に期日までに提出し、県の承認を得ること。

表 2-6①の納品物の作成が困難な場合、代替案を提示すること。

成果物は、必要に応じ、適切な情報を追加すること。また、専門用語には必ず説明を付すこと。

(2) 納入形態

成果物は、CD-R 等、岩手県職員ひとり一台端末（岩手県職員が利用する標準的な端末。以下、「ひとり一台端末」という。仕様は表 2-6②「岩手県職員ひとり一台端末で導入されているソフトウェア」の通り。）で利用可能な媒体に格納した電子データと、紙面に印刷したものの1部をセットにして納入すること。

電子データは、ひとり一台端末で閲覧・編集が可能な形式とすること。

(3) 納入後の更新について

本調達に係る契約期間中、既に納入済みの成果物に変更が発生した場合には、都度更新版を提出し県の承認を得ること。更新版の提出に際しては、必ず更新履歴を添付すること。

7 スケジュール

スケジュール案を表 2-7①に示す。

構築期間は契約締結の日から令和9年1月6日まで、運用保守期間は令和8年10月から始まり、単年度での契約を想定している。（初回は令和8年10月～令和9年3月とし、以降、年度ごとに4月～翌年3月までの単年度契約で更新を予定している。終了時期未定）

表 2-7① スケジュール案

項番	内 容	期 間	調 達 方 法
ア	基本設計	契約締結後～ 令和9年1月6日	公募型プロポーザル方式による随意契約
イ	詳細設計		
ウ	開発		
エ	テスト、データ移行及び仮運用		
オ	研修	詳細は未定	未定
カ	機器リース (必要な場合)	令和8年10月～	公募（5年リースを予定）
キ	運用管理	令和8年10月～	未定

第3章 開発システムの要件

1 業務機能要件

本システムの業務機能は、現行システムが有する業務機能及び以下に示す機能を包含していること。現行システムが有する機能の概要は、以下のとおり。

【現行システムが有する機能】

- (1) 工事（建設関連業務）管理機能
施行（予定）登録から完成検査登録まで工事（建設関連業務）を案件毎に一連で管理する機能。
- (2) 業者管理機能
工事（建設関連業務）の入札参加資格者情報を管理する機能

【本システムで追加を要する機能】

- (1) 電子申請連携機能
電子申請・届出サービスと連携し資格者名簿を作成する機能
- (2) 格付処理機能
建設工事における格付処理を名簿に反映させる機能
詳細は、資料1「サブシステム仕様書」のとおり。

その他、職員の利便性向上や事務効率化に資する機能、適切な時期に本システムへの登録を行うインセンティブとなる機能、登録漏れを防ぐ機能等がある場合、提案書に記述すること。

2 画面要件

本システムの画面制御及びレイアウトの検討に際し、以下の点に留意すること。

- (1) 画面項目について
 - ア 画面項目の名称は、岩手県の条例・規則等と統一性を持つこと。
 - イ 入力が必要な項目は必要最小限とし、一度入力した内容は次の段階では入力不要とするよう考慮すること。
 - ウ 入力が必要な項目が明確に分かるよう工夫をすること。
 - エ 入力が必要な項目は、入力行為自体ができないよう制御できないか検討すること。
 - オ 入力項目は、システム側で判断できるものについては初期値を設定する等、利用者による入力を減らす工夫をすること。また、入力内容が限定される場合は、対象内容のみが入力可能とならないか検討すること（数値入力の場合は、半角数字のみ入力できるよう規制する等）。
 - カ 項目数が多数となる場合（建設関連業務の技術者資格区分の表示等）は、交互に色分けをして表示するなど見やすさに配慮すること。
- (2) ボタン、プルダウンリスト等の画面部品について

- ア ラベルの文言を適切に設定する、選び得ない選択肢をプルダウンリストに示さない等、操作の効率性や堅確性を向上させる工夫をすること。
 - イ 処理に順序性のあるものについて、前段階の処理が終わらないうちは後段階の処理ボタンを非活性化する等、誤操作を防ぐ工夫をすること。
 - ウ 登録（決裁）ボタンと削除ボタンが隣接しないようにする等、誤操作を防ぐ工夫をすること。
- (3) 画面に表示するメッセージ等について
- ア システム操作にあたり注意を要する点等については、警告や注釈等のメッセージやガイド文等の表示を必要に応じて行うこと。
 - イ 警告等のメッセージは、利用者やシステム管理担当職員が内容を理解し、対応を判断できるよう、適切な文言とすること。
- (4) チェック機能について
- 不適正なデータが保存されることを防ぐため、必要なチェック処理を行うこと。
- (5) その他
- 本システムは、職員が広く利用するものであることを鑑み、ユーザビリティに配慮した仕様となっていなければならない。
 - 提案するシステムのユーザビリティに対する工夫について、提案書に記載すること。

3 帳票要件

本システムにおける帳票を、資料4に示す。

- (1) 本システムにおいて、資料4に示す帳票又は代替のものとして業務上利用可能な帳票を出力すること。
- (2) 出力する帳票のファイル形式は、ひとり一台端末で閲覧・編集が可能な形式とすること。
- (3) 帳票は、将来的に内容の変更があることを前提とし、改修が容易であること。
(自己改修機能があればなおよみが必須ではない。)
- (4) 状況に応じて、項目を自動で表示又は非表示になるなど、可能な限り作成後の手直しを必要としないものであること（変更契約書様式で変更がない部分は非表示にする、受注者に代理人がいる場合は自動で表示する、など。)
- (5) 最終的な帳票の種類及びレイアウトは県との協議により決定するものとする。
なお、パッケージ等を採用する場合、帳票のレイアウトは、業務上の利用目的を達成することができれば現行システムと同一とする必要はないが、法令による定めがある等、現在の様式でなければならない理由のあるものについては様式を守ること。

4 データ抽出機能要件

- (1) 本システムに登録されたデータを、EXCEL や CSV など二次利用が可能なデータファイルで抽出・出力できること。表示方法や出力形式については、契約後協議を行う。

5 情報・データ要件

- (1) 効率的なアクセス処理を可能とし、かつデータベース維持管理のためのプログラム開発の必要性を極小化するため、正規化等を十分に考慮の上、冗長なデータの発生を抑制するよう考慮し設計すること。
- (2) 将来的に、保有データの追加等が起こりうることを念頭に設計を行うこと。

6 外部インタフェース要件

- (1) 外部インタフェースの種類及びレイアウト
現行システム及び本システムにおける外部インタフェースの一覧を、表 3-5①に示す。
- (2) 外部インタフェースの連携方法
連携方法は、別紙 3-5①に示すファイル転送（CSV 活用）を想定している。
オンプレミス型の場合は、本システムサーバ内に連携用フォルダを構築し、表 3-5②に示す内容を CSV ファイルの形式により自動で格納することにより、BUZZ システム（農村整備関係台帳システム）との自動連携を行うこと（クラウド型の場合は不要）。

7 規模要件

- (1) 利用者
システムの利用者は、本県職員である。
管理者としての機能は県が指定する特定の職員が、その他の機能は全ての職員が利用する。利用者については、全職員が利用権限を持つものとし、「①本庁入札担当」、「②建設技術振興課」、「③本庁工事担当課」、「④振興局入札契約担当」、「⑤振興局工事担当課（土木部）」、「⑥振興局工事担当課（土木部以外）」、「⑦単独公所」、「⑧医療局、企業局」に区分して、それぞれに操作権限を設定すること。
接続端末はひとり一台端末であるため、接続端末数は利用者数と同数である。利用者数の目安を表 3-6 に示す。

表 3-6 利用者数の目安

	人数（単位：人）
岩手県職員	5,000
└入札契約事務担当者	70
└工事担当者	700
同時アクセス数（想定）	60 程度

- (2) データ量
現行システム下における直近 5 年間の利用実績を表 3-6 ①に、直近 3 年間の入札参加資格者数を表 3-6 ②に、それぞれ示す。

8 性能要件

- (1) オンライン性能要件

現行システムのオンラインサービス提供時間は 5:30～23:00 である。本システムのオンラインサービス提供時間は、7:00～23:00 よりも短縮されないこと。

また、画面処理に係る応答性能の目安を、表 3-7①に示す。

(2) オフライン性能要件

バックアップの取得も含め、全ての処理がオンライン休止時間帯で完了すること。

また、オンラインサービス提供時間帯にジョブ実行等の処理が可能なシステムを提案する場合には、オンラインの応答時間等に対する影響を示すこと。

9 信頼性要件

(1) 継続性要件

ハードディスク等、機器の一部に障害が生じて、システム全体がオンラインサービス提供時間に停止しないよう冗長性を確保する手段を講ずること。

(2) データ保全要件

万一のシステム障害や災害等に備え、各種データの重要性や更新タイミングに応じ、適切なバックアップを取得・保存すること。

また、バックアップからの復旧の必要が生じた際に、確実な復旧が行えるよう手順等を整備すること。

10 拡張性・柔軟性要件

(1) 拡張性・柔軟性

案件数の増加やセキュリティの強化等に対し、部品の追加ないし交換による性能の増強やサーバ増設等の手段で対応できるよう、システムの拡張性を確保すること。

(2) 上位互換性要件

ひとり一台端末の OS 及びソフトウェアは随時更新が行われるため、更新後の OS 及びソフトウェアに対して、動作保証ができるよう適宜検証を行うこと。

令和 7 年 4 月現在、ひとり一台端末の OS は Microsoft Windows10 Professional 64bit であるが、令和 7 年 10 月までに Microsoft Windows11 Professional 64bit に更新される見込みである。

Windows11 は Microsoft により年次機能更新プログラムが提供されるが、年次更新によりシステムに影響がないか検証を行うこと。

11 情報セキュリティ要件

(1) システムにアクセスする者の一人一人を識別し認証する機能を有すること。

(2) 利用者のアカウントを管理(登録、更新、停止、削除等)する機能を有すること。

(3) システムにアクセスする者それぞれの役割に応じて、利用可能な機能、アクセス可能なデータ、実施できるデータの操作等を制限する機能を有すること。(資料 2 機能一覧「権限参照」)

- (4) 適切なシステムの利用記録(ログイン記録、操作ログ等)を取得すること。
セキュリティ上の事故が発生した場合、もしくはその恐れが高まった場合には、利用記録の解析及び結果の報告を行うこと。
- (5) ファイアウォールの導入等、システムへの不正なアクセスを防ぐ仕組みを有し、適切に処理を行うこと。
- (6) コンピュータウイルス等の不正なプログラムへの対策が取られていること。
なお、統合基盤を用いる場合であってサーバ OS として Windows 系 OS を選択する場合、県がライセンスを所持しているウイルス対策ソフトがあるため、別途調達は不要である。
- (7) OS 等、システムを構成するソフトウェアについて、ベンダーよりセキュリティパッチが提供された場合、速やかに評価・適用すること。
- (8) その他、情報セキュリティの向上に資する機能や取組がある場合、提案書に記述すること。

第4章 開発するシステムの稼働環境要件

1 全体構成

本システムのクライアント端末はひとり一台端末とする。

オンプレミス型とする場合は、岩手県が保有する個別業務システム統合基盤（岩手県のプライベートクラウド）上に仮想マシンを設置することを前提とし、不可である場合は賃貸借サーバを用いることとする。サーバは岩手県行政情報ネットワーク上に配置し、ひとり一台端末よりアクセスし操作する。

クラウド型とする場合は、自治体セキュリティクラウドを通じたインターネット回線によりひとり一台端末よりアクセスし操作する。なお、本県においてVPNの利用は推奨されていない。

2 サーバ構成

(1) サーバのハードウェア構成

ア 機器構成

特に指定しないが、業務要件の機能を安定的に運用可能な構成となるよう設計すること。

なお、オンプレミス型とする場合、サーバ機器には、原則岩手県が保有する個別業務システム統合基盤（仮想化基盤（ハイパーバイザー：VMware ESXi6.5またはHyper-V）。以下、「統合基盤」という。）を利用すること。

統合基盤の使用については、後述の「5 統合基盤を利用する場合のサーバ環境」及び「6 統合基盤を利用する場合のセキュリティに関する事項」を参照すること。

イ 機器の保守

機器は、稼働後5年程度利用することを想定している。機器の選定に際しては、性能の他、機器の保守期限等にも留意すること。

ウ 無停電電源装置

統合基盤を用いない場合、停電時の電源バックアップ及び安全にシステムを停止させるためのもので、保証時間5分以上かつLAN経由の各サーバのシャットダウンが可能な装置を設けること。

エ セキュリティに関する事項

本調達で開発したシステムにウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルが適用されるようにすること。ウイルス対策ソフトウェアの調達は、受託者が行うこと。

(2) 機器設置場所に関する要件

クラウド型とする場合、本システムの設置場所は、受託者の提案するデータセンターとする。データセンター利用料が発生する場合、別途契約する運用保守契約に含めるものとする。

設置場所に関する要件は、以下のとおり。

- ア 立地は日本国内であること。
- イ 建築基準法の新耐震基準を満足した耐震構造又は免震構造であること。
- ウ 水没や浸水の恐れがないこと。
- エ 消防法に基づいた消火設備及び火災感知設備を有すること。
- オ 無停電電源装置等による電源トラブル対策がなされていること。
- カ 入室を許可された者以外の立ち入りを禁じていること。
- キ カードキー等により、許可された者以外の入室を排除すること。
- ク 入退室の記録がされていること。
- ケ その他、特にセキュリティ面の強化に資する設備や取組み等がある場合、提案書に記述すること。

オンプレミス型で統合基盤を利用しない（サーバ機器賃貸借又は買上げ）場合は、県が指定する場所とする。

(3) サーバのソフトウェア

サーバで用いるソフトウェアの提案に際しては、保守性を考慮し、以下の項目を考慮すること。

- ア IT業界で実績があると認められているDBMS、ミドルウェアを利用すること。
- イ IT業界で実績があると認められている開発言語・検証環境で構築すること。
- ウ 受託者が構築に用いた実績があり、保守可能なソフトウェアで構成すること。
- エ 令和13年9月30日まで、サポート期限が到来しないOSを採用すること。

3 クライアント構成

(1) 職員利用環境要件

すべての機能が、以下に示す庁内職員の利用環境で利用できること。

ア ハードウェア

ひとり一台端末で利用できること。

イ ソフトウェア

システムを利用するに当たり必要となるソフトウェアがある場合、その目的・理由、名称、及び導入方法を提案書に記載すること。

また、当該ソフトウェアの調達及びセキュリティ対策を含むアップデート等は本業務の範囲内で行うこと。

4 ネットワーク構成

(1) オンプレミス型の場合

ひとり一台端末から、岩手県行政情報ネットワークを通じて接続できること。

他システムとの連携について、電子入札システム及び電子申請システムとは、CSV のエ

クспорт及びインポートにより、手動で連携できること。BuZZ システム（農村整備系台帳システム・岩手県行政情報ネットワーク接続）とは、連携フォルダを用いて岩手県行政情報ネットワークを通じて自動連携ができること（バッチ処理）。

(2) クラウド型の場合

ひとり一台端末から、インターネットを介して接続できること。

他システムとの連携について、電子入札システム、電子申請システム及び BuZZ システムとは、CSV のエクスポート及びインポートにより、手動で連携できること。

5 統合基盤を利用する場合のサーバ環境

サーバについて、委託者（岩手県）が所有する個別業務システム統合基盤（以下「統合基盤」という。）に仮想サーバを構築する場合の仕様を以下に記載する。

(1) システムの開発環境の準備

ア 統合基盤への構築前にシステムの開発環境が必要な場合は、受託者が開発環境を準備すること。

(2) 統合基盤への仮想サーバ構築作業

ア 仮想マシン（OS、ミドルウェア及びアプリケーションが未インストールの状態）は委託者が準備する。ただし、Windows Server で構成する場合は、OS がインストールされた状態で委託者が準備する。

イ 受託者は、仮想マシンの基本仕様について以下の（ア）～（オ）を提案書に示すこと。

- (ア) CPU（仮想ソケット数）
- (イ) CPU（ソケットあたりのコアの数）
- (ウ) メモリ容量
- (エ) ディスク容量
- (オ) バックアップディスク容量

ウ 受託者は、Vmware ESXi8.0U3 または Hyper-V が動作保証する OS 及びミドルウェアを用いて仮想サーバを構築すること。なお、Oracle Database を利用する場合は、Hyper-V に仮想サーバを構築すること。

エ 受託者は、インストールするための OS 及びミドルウェアのライセンスを調達すること。

※以下の OS のライセンスに限っては、委託者が準備するため受託者は調達の必要はない。インストール方法は、①受託者がインストールメディアを準備しインストールする、②委託者が指定する Web ページから、受託者が必要なファイルをダウンロードしインストールする、のいずれかとする。

・OS：Red Hat Enterprise Linux Server/Windows Server

※WindowsServer の場合は、OS がインストールされた状態で提供

なお、ミドルウェアの利用については、統合基盤の利用を希望する場合、別途確認のこと。

オ 受託者は、アプリケーションをインストールすること。なお、アプリケーションをインストールするために必要な OS 等のサービス設定は、受託者が行うこととする。

- (3) 仮想サーバ（仮想マシンに OS、ミドルウェア及びアプリケーションをインストールしサービスを提供する役割を持たせたもの）へのネットワーク等設定作業
- ア (2)で構築した仮想サーバへネットワーク設定等の作業を行うこと。
 - イ ネットワーク設定に必要な IP アドレス、FQDN 等の設定情報は委託者から受託者に伝達することとする。
 - ウ ネットワーク設定後、疎通確認を行うこととする。なお、疎通確認については受託者及び委託者と調整のうえ行うものとし、通信に不具合があった場合は、双方調整のうえ対応するものとする。
- (4) 仮想サーバのバックアップ環境設定作業
- ア (2)で構築した仮想サーバのバックアップ設定作業を行うこと。
 - イ バックアップ設定は、委託者が指定するデータフォルダを、仮想サーバ内のバックアップディスクにコピーするものとする。
 - ウ バックアップの実施時間等については別途指示する。
 - エ バックアップのための必要なソフトがある場合は、受託者で調達することとする。
 - オ ア～エに関わらず、委託者は、仮想マシンの OS イメージバックアップ（週 1 回 3 世代、毎日 1 回 3 世代）を実施する。
- (5) 動作検証
- ア システム構築後は、テストを実施し、その際に生じた不具合について必要な調整を加え、システムが統合基盤で正常動作するよう十分検証すること。
 - イ 動作検証においては、統合基盤を運用保守する、岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室と協議・調整のうえ実施すること。

6 統合基盤を利用する場合のセキュリティに関する事項

- (1) 本調達で開発したシステムにウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルが適用されるようにすること。ウイルス対策ソフトウェアの調達は、受託者が行うこと。

※OS が Windows Server であることを条件に、以下のウイルス対策ソフトウェアに限っては、委託者が準備するため受託者は調達の必要はない。なお、インストール方法は別途指示する。

・ウイルス対策ソフト：[ApexOne](#)

- (2) 本業務により知り得たすべての事実に関して、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

第5章 テスト作業要件

1 テストの計画

単体テスト、結合テスト、総合テスト、受入テスト各々について、各テスト実施前にテスト実施計画書を提出し、県の承認を得ること。

テスト実施計画書に記載すべき主な項目を以下に示す。

- (1) テストの目的
- (2) テスト実施体制及び各々の役割
- (3) テストに係る作業及び各々のスケジュール
- (4) テスト実施環境
- (5) テストに用いるツール
- (6) テストに用いるデータ
- (7) テストの開始基準及び完了基準
- (8) テスト評価基準（品質指標）

2 テストの実施及び評価

- (1) 各テスト実施計画書に従い、テストを実施すること。
- (2) 摘出したバグの管理と対処は確実にを行うこと。
- (3) デグレードが発生しないよう管理すること。
- (4) テスト期間中の定例進捗会議において、テストの状況と見解を報告すること。
- (5) 各テスト完了後、速やかにテスト結果及び品質の分析・評価を行い、報告書を県に提出すること。

第6章 移行作業要件

1 移行要件

(1) 移行計画の策定

移行に係る作業は、移行計画書としてまとめ、県の承認を得た上で実施すること。

なお、データ移行に際し、可能な限り職員に移行用データ入力等の事務負荷が生じないよう方式を検討すること。

(2) 移行対象データ

本システムの機能を利用するために必要な情報を移行対象データとする。電子化されていない情報が含まれている場合も考えられるが、その場合の対処は、移行設計工程の中で協議の上決定する。

なお、移行するデータのレイアウト変更は受託者が実施すること。

参考として本システムに移行及び管理が必要となる主なデータを表 6-1①に示す。

表 6-1① 本システムに移行及び管理が必要となる主なデータ

項番	内容	用途
ア	工事完成前・業務完了前の案件データ	案件管理
イ	当該年度に有効な名簿の業者情報データ	業者管理
ウ	過去6年度分の案件データ	格付処理
エ	措置期間中の指名停止情報	業者管理（参入見込調査）

(3) 並行稼働に係るデータの取扱い

令和8年10月～12月を本システムと現行システムの並行稼働期間（予定）とする。

並行稼働前に、令和7年度までに完了した案件データ並びに令和8年度進行中の案件データ及び業者情報データを移行する。

並行稼働期間中、本システムでは、県が選定した検証用の進行中案件データ及び業者情報データを管理し、現行システムでは、本システムに登録するデータかつそれ以外の進行中案件データを管理する。検証用の案件データは別途打合せで確認を行う。

12月上旬に11月登録データの検証を行う。検証が了である場合、最終のデータ移行（令和8年度進行中案件データの上書き又は11月以降の差分移行）を令和8年内に行い、最終データ移行後は本システムに完全移行（切替）する。

2 教育要件

(1) 研修の内容

職員が本システムの機能を理解し、操作方法等を習得するため、マニュアル類を作成の上、職員に対する研修を実施すること。なお、研修に係る契約は本契約とは別に行う。

研修の種類及び対象者は、表 6-2①のとおり。

(2) 研修計画の策定

研修の具体的な内容や日程・時間等について記載した計画書を作成し、県の承認を得た上で実施すること。

(3) 研修環境

研修会場、スクリーン及びプロジェクターは、県が用意する。

講師が説明用に端末を利用する場合、端末の準備について別途打合せを行うこと。

なお、受講者に操作させるための端末は、ひとり一台端末（受講者が持参する。）を前提とする。また、研修に用いるテキストの準備について別途打合せを行うこと。

第7章 運用役務要件

1 運用設計

以下の内容を運用設計書としてまとめ、納品すること。

- (1) 日毎、月毎、年毎の業務運用のサイクル
- (2) 県と運用業務受託者との作業分担
- (3) オフライン処理のタイムスケジュール
- (4) システム監視体制と監視項目
- (5) バックアップに関する情報
 - ア バックアップ対象
 - イ 頻度
 - ウ 保存方式（フルか差分か、等）
 - エ 世代数
 - オ 保存先 等
- (6) システムが出力するログに関する情報
 - ア 種類
 - イ 概要
 - ウ 出力タイミング
 - エ 出力場所 等
- (7) 障害時対応
 - ア バックアップからのデータ復元方法 等

2 運用要件

- (1) 運用に係る各作業については、手順書を作成し、それに基づいて作業を行うこと。
- (2) 手順書は、随時更新を行うこと。
- (3) 県が求めた場合には、手順書を提示すること。
- (4) 機器障害や不正アクセス、情報漏えい等が発生していないか監視すること。
- (5) 障害発生時には、速やかに原因を特定し、適切に対応するとともに、県に報告すること。
- (6) 運用要員を適切に配置すること。
- (7) 受託者内、及び県との障害発生時の連絡体制を確立すること。
- (8) 県との窓口は一本化すること。

3 ドキュメントの管理

各種納品物について、運用期間中に内容の変更が生じた場合には、随時改訂を行い、更新履歴を付して県に提出すること。

4 照会への対応

県職員の本システム利用時において使用方法等に係る疑問点が生じた場合、県出納局総務課が問い合わせの窓口として質問等を受け付ける。県出納局総務課において回答可能なものはそのまま県出納局総務課が対応するが、回答不可であるものは県出納局総務課からメール又は電話により受託者へ照会を行うので対応すること。

本照会対応については、後述の「第8章保守役務要件 2 ソフトウェア保守要件(5) 障害連絡受付窓口等の設置」で記載する障害連絡受付窓口等で対応することとしてもかまわない。

5 運用終了時の対応

- (1) 県がシステムに登録したデータ（初期移行により登録したデータを含む。）を電磁記録媒体に納め、県に提出すること。
- (2) 本調達の契約の中で県及び受託者がシステムに登録した全てのデータを消去した上で、記憶媒体を物理的に破壊すること。
- (3) 本調達に係り導入した全ての機器を適切に廃棄すること。

6 作業報告

月1回、運用報告書を提出すること。

第8章 保守役務要件

1 ハードウェア保守要件

(1) 機器の保守

システムを構成するハードウェアを適切に維持・管理すること。

ハードウェア障害発生時は、ハードウェアメーカーのサポート窓口と連携を取り、適切に対処すること。

また、速やかに県に報告書を提出し、承認を得ること。

(2) ドキュメント管理

ア 機器の交換や増設等、ハードウェア構成やネットワーク構成に変更が生じた場合、関連する設計書等のドキュメントも必ず修正すること。

イ ドキュメントに修正があった場合、都度更新版を提出すること。

ウ 更新版を提出する際には、更新履歴を添付すること。

2 ソフトウェア保守要件

(1) ソフトウェア保守業務の範囲

ア 業務アプリケーション

イ システムを構成する、業務アプリケーション以外のソフトウェア

(2) ソフトウェアのアップデート

システムを構成するソフトウェアのセキュリティパッチやアップデートの情報を取得し、適切に評価・適用すること。

(3) ドキュメント管理

ア プログラム修正等を行う場合、関連する設計書等のドキュメントも必ず修正し、常にプログラムとの整合性を保つこと。

イ ドキュメントに修正があった場合、都度更新版を提出すること。

ウ 更新版を提出する際には、更新履歴を添付すること。

(4) バージョン管理

プログラム及びドキュメントは、更新履歴を管理すること。

(5) 障害連絡受付窓口等の設置

ア システム管理者からの問合せを受け付ける窓口を用意すること。

イ 原則として、窓口開設時間帯は開庁日の9:00～17:30とする。

ウ 問い合わせ窓口は1つとし、必要に応じて受託者側で問題を切り分けること。

3 保守作業手段

オンプレミス型の場合、統合基盤の利用の有無にかかわらず、リモート保守回線の敷設は不可である。

そのため、オンプレミス型を希望する提案者は、原則保守作業時には岩手県庁に来庁するこ

と。

4 作業報告

原則月1回、保守報告書を提出すること。なお、運用報告書と併せて1通の報告書とすることは差し支えない。

第9章 開発作業体制及び作業方法

1 作業体制

- (1) 受託者は、業務を円滑に進めるために十分な体制を取ること。
- (2) 契約締結後、県に提出するプロジェクト計画書に体制図を含めること。
- (3) プロジェクトを管理・主導する者として、業務の遂行に必要な関連知識及びプロジェクトマネジメント知識体系の知識・経験を有し、また以下のいずれかによりそれを証明できる者を従事させること。
 - ア 経済産業省情報処理技術者試験プロジェクトマネージャ試験合格者。
 - イ PMI (Project Management Institute) が認定する PMP (プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル) の資格を取得し維持している者。
 - ウ 上記いずれかの試験合格者・資格保有者と同等の能力を有することを、経歴等により明らかにできる者。
- (4) プロジェクト責任者及びプロジェクトを管理・主導する者は、事前に県が承認した場合を除き、契約日から本システム稼働日までの期間中同一の人物とすること。

2 開発方法

(1) プロジェクト計画

受託者は、契約後速やかにプロジェクト計画書を作成し、県の承認を得ること。また、プロジェクト計画書に変更の必要が生じた場合、都度県に更新版を提出し、承認を得ること。

プロジェクト計画書に記述するべき主たる項目を、以下に示す。

なお、ウの体制図には、各要員の保有する技術的な資格及び今回の構築で利用する技術を用いた業務の経験を記載すること。

- ア プロジェクトの目的
 - イ プロジェクト管理方針
 - ウ 体制図
 - エ スケジュール
 - オ 開発方式
 - カ 進捗管理計画
 - キ 品質管理計画
 - ク リスク管理計画
 - ケ WBS
- #### (2) 進捗管理

進捗状況の確認、各種打合せ、リスクや問題の共有のため、作業期間中、表 9-2 に示す進捗会議を行うこと。会議後には議事録を作成し、県の承認を得ること。

尚、表 9-2 項番 1 の会議体については、進捗の遅れ等、プロジェクトに問題が生じた場

合には、頻度を上げて開催する等、状況に応じ柔軟に運用すること。

表 9-2 進捗会議体

項番	会議体	開催頻度	参加者
1	定例進捗会議	月2回程度	県プロジェクト所管課及び受託者
2	全体進捗報告	月1回	県各関連所属及び受託者

第10章 契約条件等

1 契約期間

契約締結の日から令和9年1月6日までの債務負担行為に基づく複数年契約とする。

なお、令和8年度以降について、歳入歳出予算で本調達の契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することがある。

2 業務の再委託

(1) 受託者は、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。

ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。

(2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本調達の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

(3) 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受託者は、県が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

(4) 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

3 契約不適合責任

(1) 検収完了後、契約の目的物（※成果物）に不適合があると認められる場合は、県は、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。なお、県の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(2) (1)の場合において、その不適合が県の提供した資料等の性質又は県の与えた指示によって生じたものであるときは、県は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(3) 受託者が(1)及び(2)に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、検収完了後1年以内であって、かつ県が当該契約不適合を知った時から2ヶ月以内に県から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、契約の目的物（※成果物）を県に引き渡したときにおいて、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

4 次期システム移行支援

(1) 移行支援

次期システムにおいても業務を滞りなく継続するため、本システムで使用している、移行に必要な各種情報資産を提供すること。次期システムの移行に必要な情報の開示等、積極的に協力すること。

(2) 対象資産

- ア 県がシステムに登録した情報の全て（初期登録データを含む）
- イ システムの設定情報
- ウ ネットワークの設定情報 等

(3) 留意事項

- ア 対象資産の提供は、本調達範囲内とする。
- イ 対象資産の提供期日は、別途協議の上定める。

5 知的財産権の帰属等

- (1) 本調達に係る作業過程において作成した成果物、改修されたプログラムに対する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む）は、県から受託者に本調達に係る費用が完済されたとき、受託者から県へ移転するものとする。但し、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できるものとする。
- (2) パッケージ等を利用する場合、受託者が従前から有しているパッケージ等に関する著作権については、受託者に帰属するものとする。この場合において、県は、当該パッケージ等について開示、利用及び改変を行うことができるものとする。
- (3) 受託者は、本調達の成果物に係る著作権者人格権を行使または主張しないものとする。
- (4) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関しての費用負担を含み一切の手続きを行うこと。
- (5) システムに登録したデータ（初期設定により登録したデータを含む。）に係る権利は、県に帰属するものとする。

6 機密保持

- (1) 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のアないしオのいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ア 県から取得した時点で、既に公知であるもの
 - イ 県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
 - ウ 法令等に基づき開示されるもの
 - エ 県から秘密でないと指定されたもの
 - オ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県に協

議の上、承認を得たもの

- (2) 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。
- (3) 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、県から貸与されたものについては、検収後 1 週間以内に県に返却するものとする。

7 受託者の要件

- (1) 情報セキュリティを確保するための体制の整備
本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだ I SMS（情報セキュリティ管理システム）について ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 に基く認証を取得していること。
- (2) 品質の確保
ISO9001 の認証を取得していること。

8 法令等の遵守

- (1) 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 49 号）、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
 - ア 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「運用管理者等」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
 - イ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
 - ウ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
 - エ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
 - オ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、

法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

カ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。